

然るに大東亜戦争に引き続き、第二次世界大戦に突入するや戦争もその熾烈の度を増し、同校に於ける業務も一時停屯するの止むなきに至り備継ぎ期間満了と共に一時離職したるも昭和二十一年九月一日学業の平常に戻るや一早く再度同校に於て教鞭をとるに至り、昭和二十六年四月よりは東京芸術大学音楽学部の声楽科の学生も併せ担当し、昭和二十八年三月契約満了と共に帰国を決定す。

この間六ヶ年七ヶ月、来校以来実に十八ヶ年十ヶ月の永きに亘り東京音楽学校並びに東京芸術大学音楽学部の学生生徒の声楽指導に当り専ら声楽家教育にその心血を濺ぎ常に真摯なる態度をもつて終始した。

なお、その間一、九五二年芸術祭に際しては参加オペラ「ファイガロの結婚」公演に当つて本邦に於ける最初の本格的演出を指導した。このことは以来我が国のオペラ演出の上に大いなる示唆を与えつつあるが今后も大いに斯界における指針として貢献するところあるものと信ず。

同氏の門弟中今日既に本邦に於ては言を俟たず、やがては世界の声楽界にデビューせんとする有名且つ有望なる声楽家として三宅春恵、柴田睦陸、伊藤武雄、園田誠一、平原壽恵子、川崎静子、佐々木成子等がいる。

又同氏の永年勤続並に我が国において音楽教育に貢献した功に對し、昭和二十八年四月四日勲五等に叙され瑞宝章を贈与された。

なお明治二十年四月以来東京音楽学校に勤務した音楽担当の外国人教員四十四名中、勤務年数実に十八年十ヶ月で最も長く十七年を

越える者は僅かに氏一人である。

十九年に及ぼんとするウーハーペニツヒ氏の勤務年数は同氏の教育に對する熱意の深さをうかがうに足るもので、その間我国において直接氏の指導をうけた者実に三百五十余名、その上本邦においては同氏以前には本格的男声歌手を育て上げた者なく現在において第一線に活躍中の柴田、伊藤、園田氏等本格的男声歌手は全く同氏の教育指導により育てられたものである。

氏の声楽面における特異かつ適確なる指導は従来在日していた外国人教官の欠陥であつた声のくらさと声域の狭さを解決して、あかしく、広い声色と声域とを我国声楽界にもたらした。

なお氏の指導は前記の外、その教育範囲がきわめて広く古典音楽は勿論、近代音楽にまで及んだ。又我国オペラ界の本格的指導は前にも述べた処ではあるが実に氏を以て他になく斯界の先覚者パイオニヤーと称して決して過言ではないと断言するものである。

以上は同氏の本邦における声楽教育の一端としてこゝに附言する。

〔和文タイプ。使用漢字は原資料に従つた〕

〔東京藝術大学音楽学部庶務課資料による〕

(十二) マリア・トル Maria Toll

在職期間 昭和七年〜十三年 (一九三二〜一九三八)

傭外国人教師

担当科目 独唱歌

履歴(要約)

一八九九年六月十八日ベルリンに生まれる。母から音楽の手ほどきを受けた。

一九一九年ベルリン国立音楽学校に入学。国家認定の音楽教師として卒業。その後、ドイツおよびスイスで演奏活動を行うかたわら、音楽を教える。

一九三二年(昭和七年)五月十六日東京音楽学校にネットケ・レーヴェの後任として着任。トルは演奏会で和服を着て日本歌曲を歌うことでも人気を博した。

一九三二年(昭和十三年)三月三十一日で傭入契約が切れたため、四月五日に「さよならコンサート」を開き、四月十一日に帰国の途についた。帰国後の消息は不明。

〔初年度の契約書〕

東京音楽学校長乗杉嘉壽トマリア、トルトノ間ニ左ノ契約ヲ締結ス

第一條 マリア、トルヲ昭和七年五月十六日ヨリ昭和九年三月三十

一日マテ東京音楽学校ノ唱歌ノ教師トシテ傭入ルルモノトス

第二條 前文マリア、トルノ來航旅費トシテ金壹千九百參拾圓ヲ交付スヘシ

第三條 前文マリア、トルニ毎月末俸給金四百五拾圓及宿料金四拾圓ヲ交付スヘシ但シ壹ヶ月末滿ナルトキハ日割ヲ以テ交付スルモノトス

第四條 前文マリア、トルノ授業時間數ハ壹週拾八時間トス

東京音楽学校ニ於テ卒業演奏會又ハ音楽演奏會ヲ開クトキハ練習及演奏ノ爲右授業時間以外ニ臨時出校ヲ命セラルルコトアルヘシ

シ

第五條 前文マリア、トル疾病其ノ他自己ノカノ及ハサル事故ニヨ

リ其ノ義務ヲ盡ス能ハサルコト引續キ參拾日以上ニ及フトキハ右參拾日以後ハ俸給ヲ半減スヘシ而シテ右疾病其ノ他事故發生ノトキヨリ參ヶ月ヲ經過スルモ猶其ノ義務ヲ盡ス能ハサルトキハ本契約ヲ解除スヘシ

第六條 前文マリア、トル契約ニ基ク義務ヲ履行セサルトキハ本契約ヲ廢棄ス

第七條 前文マリア、トル自己ノ都合ニヨリ契約期限滿了前ニ解約セント欲シ六ヶ月前ニ其ノ希望ヲ東京音楽学校長ニ申出ツルトキハ之ヲ承諾スヘシ

第八條 東京音楽学校長其ノ都合ニ依リ契約期限滿了前ニマリア、トルノ傭入ヲ解カント欲スルトキハ俸給參ヶ月分ニ相當スル金額ヲ支給シテ解傭スルコトヲ得ルモノトス但シ解傭ノ時期ガ契約期限滿了前參ヶ月以内ナルトキハ殘期間ノ俸給相當額ヲ支給スルモノトス

第九條 前文マリア、トルハ東京音楽学校長ノ許諾ヲ得ルニ非サレハ本契約ノ期間同校以外ニ音楽ヲ教授シ又ハ公開演奏ヲ行ハサルモノトス

第十條 本契約期限滿了シタルトキ又ハ第五條若ハ第八條ニ依リ東京音楽学校長ヨリ解約シタルトキ參ヶ月以内ニ歸國スル場合ハ歸國旅費トシテ金壹千九百參拾圓ヲ前文マリア、トルニ交付スヘシ但シ本契約ヲ繼續スルトキ及期限滿了又ハ解約後直ニ他ノ官立學校ニ傭入レラルルトキハ之ヲ交付セサルモノトス

第十一條 本契約ノ事項ハ當事者雙方ノ合意ニ依リ之ヲ變更スルコトヲ得

右契約ノ證トシテ契約書貳通ヲ作り各其ノ壹通ヲ所持ス

昭和七年五月十六日

東京音樂學校長 乘杉嘉壽

〔和文タイプ〕〔外國人教師關係 自大正十三年至昭和十一年〕

〔昭和九年度の契約書（抜粋）〕

契約延長に際し、ドイツにいるトルの母親を呼び寄せるための費用が交付される旨の条項が付加された。

契約書

東京音樂學校長乘杉嘉壽トマリア、トルトノ間ニ左ノ契約ヲ締結ス

（第三條乃至第九條及第十一條ハ現在ノ契約ト同文ニ付省略ス）

第一條 マリア、トルヲ昭和九年四月一日ヨリ昭和十一年三月三十

一日マテ東京音樂學校ノ唱歌ノ教師トシテ傭入ルヽモノトス

第二條 前文マリア、トル其ノ母ヲ來航セシムルトキハ金壹十圓以

内ヲ交付スルコトアルヘシ

第十條 本契約期限満了シタルトキ又ハ第五條若ハ第八條ニ依リ東

京音樂學校長ヨリ解約シタルトキ參箇月以内ニ歸國スル場合ハ歸

國旅費トシテ金壹千九百參拾圓ヲ前文マリア、トルニ交付スヘシ

而シテ其ノ母ヲ同伴歸國スルトキハ右ノ外金壹千圓以内ヲ増額交

付スルコトアルヘシ但シ本契約ヲ繼續スルトキ及期限満了後又ハ

解約後直ニ他ノ官立學校ニ傭入レラルヽトキ又ハ第六條若ハ第七

條ニ依リ本契約ヲ解除シタルトキハ前記ノ歸國旅費ヲ交付セサルモノトス

右契約ノ證トシテ本書貳通ヲ作製シ各其ノ壹通ヲ所持ス

昭和九年 月 日

東京音樂學校長 乘杉嘉壽

マリア、トル

〔和文タイプ〕〔外國人教師關係 自大正十三年至昭和十一年〕

（十三） パウル・ヴァインガルテン Paul Weingarten

在職期間 昭和十一年〜十三年

傭外國人教師

担当科目 ピアノ

履歷（要約）

一八八六年四月二十日チェコのブリュン（現ブルノ）に生まれる。

ウィーン音楽院に入学し、ピアノをザウアーに、理論をR・フックスに師事。ウィーン大学においてグイド・アードラーに就いて音楽理論を研究する。



パウル・ヴァインガルテン